

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり公共測量を実施することについて通
知がありました。

令和三年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良県全域
- 三 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで